

契約保証金の納付について

日頃より、市契約行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、市と契約を締結する場合、福生市契約事務規則（以下「規則」という。）第 47 条第 1 項の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付が必要となります。

ただし、規則第 47 条第 2 項に、市が契約保証金の全部又は一部を免除することができる場合を定めており、この規定に該当する場合は免除の対象となります。

規則第 47 条第 2 項に該当する場合、免除手続きに必要な書類（免除申請書、契約書の写し、履行保証保険証券等）を提出していただくようお願いする場合があります。条項に該当しない場合または書類が提出できない場合につきましては、契約保証金の納付が必要となりますので、速やかに納付してください。

ただし、契約保証金の適用のある予定価格 1,000 万円以上の競争入札案件については、規則第 47 条第 2 項第 3 号の免除規定は適用されません。

さらに、規則第 47 条第 2 項に該当していても、案件によっては契約保証金を納付していただく場合があります。

契約保証金の適用の有無については、指名通知書や入札案内書等で確認することができます。

※履行保証保険による免除（規則第 47 条第 2 項第 1 号）

損害保険会社等と履行保証保険契約を締結し、証券を契約係へ提出してください。

※公共工事履行保証（履行ボンド）による免除（規則第 47 条第 2 項第 2 号）

損害保険会社等と公共工事履行保証の保証委託契約を締結し、証券を契約係へ提出してください。

※官公庁実績による免除（規則第 47 条第 2 項第 3 号）

過去 2 年（運用で過去 2 年度としている）に福生市若しくは国又は他の地方公共団体と契約し、かつ、履行を完了した同種（工事、委託等の種別）及び同規模以上（本契約の契約金額以上）の契約書の写しが 2 件分必要となります。契約係へ提出してください。

【規則第 47 条第 2 項第 3 号】

契約者が第 4 条又は第 33 条に規定する参加資格を有する者で、過去 2 年の間に市若しくは国又は他の地方公共団体と種類をほぼ同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

問合せ先

福生市役所総務部契約管財課契約係

電話 042-551-1539（直通）